

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第12期第8回島根海区漁業調整委員会が、平成18年2月8日に島根県民会館で開催され、次の議題について諮問や報告が行われました。

1. 定置漁業の免許内容等の事前決定について（諮問）

定置漁業『定第5号』、『定第6号』（松江市島根町野井地先）及び『定第15号』（出雲市美保町地先）について、漁場の有効利用及び漁業生産力を維持するために、前回の委員会（平成17年12月21日開催）で知事からこの海域に新たに定置漁業の漁場計画を策定することについて協議依頼があり、委員会として問題がない旨回答しました。

その後、海上保安部等の中で協議が行われ、特に問題がなかったことから、この度、知事からこの定置漁業権の免許内容等の事前決定について諮問がありました。

今回、併せて公聴会を開催し公述人の意見を聴き、委員会として異議ない旨答申することとしました。

2. トラフグはえ縄漁業に係る日本海・九州西広域漁業調整委員会指示について

九州・山口北西海域におけるトラフグの資源回復を目的とする「日本海・九州西広域漁業調整委員会指示」について、水産庁九州漁業調整事務所から説明がありました。

この委員会指示は、自由漁業であったトラフグはえ縄漁船について、山口・島根県境正北線から西の海域（熊本県沖まで）において、10トン以上は承認制、10トン未満は届出制とするとともに、5つに区分した海域ごとに休漁期間を設けているもので、平成17年4月から18年5月末までの有効期間で、現在指示が出されています。

平成18年度においても、トラフグの資源回復を図るために、引き続き委員会指示を行う計画ですが、現在海域ごとの休漁期間等の調整中であり、トラフグの実質的な操業に入る18年の秋に再度九州漁業調整事務所から説明がある予定です。

3. 中海・境水道における漁業に関する協定について（報告）

平成16年12月島根・鳥取両県知事の間で、中海の漁業秩序の確立のために、従来の入会慣行を尊重しつつ、適切な漁業管理が行われるよう両県で真摯に協議することが合意されました。

以降、両県の担当部局間で協議を重ね、平成18年1月31日両県知事の間で「中海及び境水道における漁業に関する協定」を締結しました。この協定書のポイントは次のとおりです。

（裏面に続く）

現行の相手県漁業者に対する自県漁業調整規則の適用除外規定を撤廃し、島根県水域で操業する鳥取県漁船に対しても本県の漁業調整規則を適用（鳥取県水域で操業する島根県漁船も同様な取扱）。

これまでの入会慣行尊重の考え方から、当分の間、鳥取県の許可を有していれば、島根県知事に対する許可申請の手続きが不要となるよう措置（同様に島根県の許可を有していれば、鳥取県知事に対する許可申請は不要）

中海及び境水道における漁業を将来にわたって維持・発展させるという共通の目的を両県が共有し、今後、漁業の振興等についても必要な事項を協議。

今後は、平成17年度中に中海・境水道における操業等の実態調査を行い、平成18年度中に漁業調整規則及び許可の制限又は条件等について、両県の相違点の統一を図り、海区漁業調整委員会への諮問等を経て、両県漁業調整規則を改正する予定です。



| |
|------------------------------------|
| 問い合わせ先 |
| 島根海区漁業調整委員会 事務局 0852-22-5950 |